

議案第十八号

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例
について

職員団体の登録に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出



三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「これらに準ずる」を「これに準ずる」に改める。

第四条第一項中「変更したときは理事代表者その他の役員を選任し若しくは改任したとき、」を「変更したとき、」に改め、「事由」を「理由」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「届書」を「届出書」に改め、同条第三項中「第一項」を「規約又は定款の変更」に改める。

第五条中「定め」を「求め」に改め、同条第二項中「規則で定める」を「長が別に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。